

バナー広告掲載規程

第1条

この規程は、東大阪商工会議所（以下「本所」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「本所ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条

本所ホームページのトップページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- （1）法令又は条例等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- （2）公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- （3）人権侵害や名誉棄損、各種差別的な内容のもの
- （4）政治活動又は宗教活動に関するものや、国内世論が大きく分かれているもの
- （5）第三者の肖像権、商標権、著作権、財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
- （6）他を誹謗・中傷したり、閲覧者に不快や不安を与える恐れのあるもの
- （7）社会的に適切ではないもの
- （8）法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品やサービスを提供するもの
- （9）ギャンブルに係わるもの（宝くじ及び関連機器製造業・卸売業は除く）
- （10）誇大表示や不当表示等、表現方法が不適切なもの
- （11）消費者保護の観点からふさわしくないもの
- （12）個人又は団体等の意見広告に係わるもの
- （13）責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- （14）本所ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- （15）広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）以外の企業広告や事業者名、商品やサービスが掲載されているもの
- （16）本所が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- （17）前各号に掲げるもののほか、本所ホームページの広告として適当でないと本所が判断するもの

2 次の業種・事業者の広告は掲載しない。

- （1）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に掲げる営業に該当するもの並びに風俗営業に類似した業種
- （2）消費者金融並びに高利貸し
- （3）規制の対象となっていない業種において、社会問題を起こしている業種や事業者
- （4）法律の定めのない医療行為を行う施設
- （5）民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の事業者
- （6）前各号に掲げるものの他、掲載する広告として適切でないと本所が認めたもの

3 前項の規程は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容についても適用する。

（広告掲載の申し込み及び決定）

第3条

本所ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、東大阪商工会議所ホームページバナー広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を本所に提出しなければならない。提出締切日は、掲載希望月の前月5日（5日が休日の場合は直前の営業日）とする。

2 本所は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規程に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

（広告原稿の作成等）

第4条

広告主は、掲載希望月の前月20日（20日が休日の場合は直前の営業日）までに、広告原稿を提出しなければならない。

- 2 バナー広告のデザインについては、本所ホームページの信用性等を損なうようなものである場合、本所は、広告主に取り消し及び変更を求めることができる。
- 3 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の掲載場所等)

第5条

広告の掲載場所は、本所ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、本所が指定するものとする。

- 2 広告の掲載可能枠数は、原則4枠とする。
- 3 本所は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合や、広告主から希望がある場合など、広告掲載場所を追加して設ける場合があると判断した場合、あらたに広告掲載場所を設置することができる。

(広告の規格等)

第6条

広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 天地80ピクセル
- (2) 左右260ピクセル
- (3) 20KB以内
- (4) GIF(静止画のみ)・JPEG・PNG

- 2 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、本所と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第7条

広告の掲載期間は、原則として1ヶ月単位とし、最長6ヶ月までとする。それ以降については、再度契約を交わすものとする。

- 2 広告は、契約開始月の1日(土・日・祝日の場合は、翌平日の営業日)の午前10時から掲載をはじめ、契約終了月の翌月1日(土・日・祝日の場合は、翌平日の営業日)の午前10時をもって終了するものとする。

(広告掲載料と納付)

第8条

広告掲載料は、次のとおりとする。

- (会 員) 1ヶ月 5,000円(税別)

- 2 広告主は、本所が発行する請求書により、掲載希望月の前月20日(20日が休日の場合は直前の営業日)までに、広告掲載料を一括で振り込まなければならない。なお、振込手数料は、広告主が負担する。

(広告掲載料の返還)

第9条

広告掲載料は返還しない。ただし、本所の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載料の追加徴収)

第10条

広告掲載期間中に広告主が本所を退会した場合、それ以降の掲載期間は広告掲載料を1ヶ月10,000円(税別)とし、その差額分を本所へ支払うものとする。

(広告掲載内容の変更)

第11条

広告掲載期間中に広告主が広告内容やリンク先URLを変更する場合、変更する日から起算して5営業日以内に変更後のバナーに表示する文字及びリンク先URLを本所へ書面で提出し、確認を行うものとする。

(広告掲載の取消)

第12条

本所は、次の規程に該当する場合、広告主への催告やその他何らかの手続きを要すること無く広告掲載を取り消すことができる。

- (1) バナー広告の原稿提出が20日(20日が休日の場合は直前の営業日)までにない時
- (2) 広告掲載料の納付が25日(25日が休日の場合は直前の営業日)までにない時
- (3) 広告主ホームページが、閉鎖されたとき。
- (4) 広告主の倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規程に反する状態に至っていると判断したとき。
- (6) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると判断したとき。

2 第1項の規程により広告掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(本所ホームページの変更及び中止)

第13条

本所は、特段の事情により必要と認めた場合に限り、申込者に事前に通知することなく、本所ホームページの一部または全部を変更することがある。

(本所ホームページの中断)

第14条

本所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に事前に通知することなく、一時的に本所ホームページの提供の一部または全部を中断する場合がある。

- (1) 本所ホームページのシステム保守点検を定期的または緊急に行う場合
- (2) 停電、天災など不可抗力により本所ホームページの提供をできなくなった場合
- (3) その他、運用上、本所が一時的な中断を必要と判断した場合

(損害賠償責任)

第15条

申込者は、本規約に違反しまたは広告を掲載することに関して、本所に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

- 2 申込者は、本規約に違反しまたは広告を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、申込者自身で解決するものとし、本所に損害を与えることのないものとする。
- 3 本所は、本所ホームページの変更、中止、中断及び本所ホームページに広告を掲載することに関して、申込者が損害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務を負わないものとする。

第16条

この規程に定めのないものについては、本所と広告主が協議の上、決定するものとする。

(附則)

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日より改正する。

この規程は、平成26年12月1日より改正する。

この規程は、平成30年 7月1日より改正する。

この規程は、令和 1年 5月1日より改正する。